

部落調査結果概報

青木技官

五月二二日

社会保障制度について

黒田技官

六月一九日

優生保護法の実施状況から見た産児制限の実態について
良田技官

六月二六日

黒崎村(新潟県)における農村人口収容力調査報告
三国技官

六月二六日

出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔の統計的観察
佐藤技官

七月一七日

毎日新聞社の産児制限世論調査の結果について
本多技官

一〇月二日

産児制限実態調査結果報告(宮城県の一部)
篠崎技官

一〇月二三日

ソ連邦の人口調査について
長沢技官

一〇月三〇日

流早死産率および人工妊娠中絶率の地域的観察
良田技官

一一月一三日

千葉県下における血族結婚部落の優生学的調査概報
篠崎技官
良田技官
青木技官

一一月二〇日

興除村における農民階層分解の特色について

林 技官

研究資料の編集

前号本欄所載の分につづき昭和二五年七月以降に印刷された「人口問題研究資料」の資料番号、題目、執筆者および発行年月は左とおりである。

第五七号 社会保障に関する内外文献目録追補(黒田) 二五、七

第五八号 米國社会保障制度の研究 その一(黒田) 二五、七

第五九号 心身作業能力、職業、社会階級、生活状態、居住地、人口移動、健康等に現われた日本人の体格、その一 身長編(吉田章信稿) 二五、七

第六〇号 米國社会保障制度の研究、その二(黒田) 二五、八

第六一号 ベルツェル稿「日本人口問題に関する若干の社会的要因について」(中島) 二五、八

第六二号 産児制限の効果について
—ニューヨーク市の一婦人郡を対象とするステイクス及びノートシュタインの研究— (篠崎、小林) 二五、八

第六三号 第三回簡易静止人口表(生命表)(高木) 二五、七

第六四号 随胎と公衆衛生
—R・K、ステイクス及びD・G、ウィールの研究(篠崎) 二五、八

第六五号 米國社会保障制度の研究(その三)

(黒田)

二五、一〇

第六六号 フランス国立人口問題研究所の組織と研究の概要について(黒田) 二五、一二

ポツダム政令に基く農地改革

新法令の施行

農地改革に関する恒久的土地制度を確立するため政府が第七、八両国会に提出した法律案(自作農創設特別措置法等の一部を改正する法律案)は第八国会においても審議未了となり、且つ同国会において土地台帳法が改正され、賃貸価格の廃止が二四年七月三一日から施行されること、なつた。そのため実質的には、農地買収の続行は不可能となり、農地改革の打切りとならざるをえない事態に立ち至つたので、この緊急事態に対処するため政府は同年九月一日「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」をポツダム政令として公布施行し、同一〇月二一日農地改革法公布四周年記念日に際して、これが関係命令を公布施行した。これは日本農村の民主化を企図して遂行された農地制度改革に対し、新段階をかくするものとして注目するを要するものである。

もちろん、これを以て巷間流布された如き農地改革の打切りがいみされるものではなく、上述の如く農地改革に関する恒久的土地制度樹立に至る迄の応性措置として、農地強制解放の手續の簡素化を旨として制定されたものであり、これまで解放すべき条件のもとにあつた小作地の解放の継続は勿論、新しい強制譲渡がつづけられるのである

が、この新政令とそれに関係する施行法との主旨の概要を摘記し、その意義を略述すれば以下のとおりである。

(1) ボツダム政令関係

(イ)「買収洩れの買収継続」昭和二五年七月三日までに政府が措置法によつて買収すべきであつた農地、牧野については、従来通り措置法により、旧価格(賃貸価格の田は四〇倍、畑は四八倍)で買収を継続する。

(ロ)「保有限度超過分の強制譲渡」昭和二五年七月三十一日以後新たに不在地主となつた者の所有小作地、小作牧野及び法定制限面積をこえる在村地主の所有小作地、小作牧野については、強制譲渡方式により譲渡しなければならぬ。

a 「強制譲渡の手続」強制譲渡すべき土地等の公告↓所有者が譲渡希望者を選定して届出る↓市町村農地委員会が譲渡計画を定める↓都道府県知事の認可↓都道府県知事の譲渡令書の交付

b・c・d (略)

e 「政府指定価格」政府が譲受けるときの対価は、昭和二五年七月三日現在の賃貸価格の田は二八〇倍、畑は三三六倍、宅地は三八五倍、牧野その他の土地は一二八〇倍を基準とする。

(ハ)「先買」に代る強制譲渡」従来政府の先買の対象であつた地についても、開発未済の未墾地及び宅地建物施設をのぞいて、その他は(ロ)と同様強制譲渡の対象とする。

a 「除外例」但し強制譲渡の対象としない除外

例の範囲を従来より稍広くした。

(ニ)「申出による強制譲渡」所有者の自作地又は保有限度内の小作地を強制譲渡計画によつて譲渡したいと申し出た場合これをみとめることが出来る。

(ホ)「小団地の未墾地の強制譲渡」未墾地についても直接譲渡可能な地元増反用小団地は強制譲渡方式による。

(ヘ)「価格騰貴の抑制」農調法四条の所有権移転の際、不当な価格を抑制するため価格について条件をつけることが出来る(但し政府指定価格を下る価格を条件として附することはしないこと)

(ト)「競売、公売への国の参加」競売すべき自作農適格者がいない等のため債権者から申出があつたときは政府指定価格でならば政府がこれを買取。

(チ)「自作農創設特別会計法の改正」ボ政令により政府が支払い又は受領する土地等の代金はこの特別会計の歳出又は歳入とする。

(2) 措置法関係

(イ)「ボ政令により政府の譲受けた土地の売渡」措置法の規定により売渡時の耕作者に売渡す。

(ロ)「宅地建物等の買収対価基準」宅地建物農業用施設等の買収に関する措置法の規定は存続しているが、今後も措置法により売渡をうけたものが、売渡の日から一年以内に申請した場合に買収が行われるが、その対価は知事が定める新基準による。

(ハ)「措置法による売渡の対価」農地宅地建物等

牧野未墾地特に管理換の場合農地委員会が解放を相当と議決したときが、二五年五月三日以前であれば管理換の時期はおくられてもその対価は旧価格によることを明らかにしている。

(ニ)「措置法による未墾地買収の対価」ボ政五の政府指定価格(新基準)による。

(ホ)「五ヶ年売渡保留地、創設自作地の潰廃」創設自作地を潰廃するときは強制譲渡によつて政府に帰属させた上、一時貸付規則により貸付け。五ヶ年売渡保留地についても国有農地等一時貸付規則第六条による一時貸付を行う途をひらく。

(3) 農調法関係

(イ)ボ政令による強制譲渡を農調法第七条の「自作農創設維持事業」に加える。

(ロ)「自作農創設維持事業」の規格を資金融通利率の点で緩和した(農家に対する貸付利率は国債利率以下なること、但し農林大臣は例外利率を承認できる)

(ハ)「農調法第三条の土地管理団体」任意団体が土地管理事業を行うことは「事業者団体法」に抵触するので、農調法第三条の団体から任意団体を削除する。

(ニ)「書記補助員の身分」市町村農地委員会の書記および補助員の任免は当該市町村農地委員会が行う。

(ホ)「小作料の七倍引上」小作料の最高限を昭和二五年度から現行の七倍(但しその額が反当六〇〇円をこえるときは六〇〇円にとゞめる)に引上げ、その額までは知事の許可をうけずして

小作料引上げの契約の改訂ができる。

概要右の如き主旨の新法令に対する解釈評価は、
区々であるか、その有する意義について特に注意
すべき二、三点につき附言すれば以下のようであ
る。

右によつて明らかなる新法令は小作地解放に
ついて在来の方針が継続されることを示している
が、新たに加えられた二つの重要な修正点に注目
しなければなるまい。

即ちその一つは、新譲渡においては土地の強制
譲渡が直接國家を仲介として実施されるのではな
く、市町村農地委員会の決定によつて当事者相互
の間において直接売買が成立すること、なつたこ
と。即ち、そのいみにおいて、措置法においては
政府が主体であつたが、強制譲渡においては、個
人が主体となつた。その二は譲渡に関する対
価の支払は当事者間の協議によつて定められ、農
地価格の統制が撤廃されて、当事者が納得する限
り、自由な価格で土地の移動が行われること、な
つたこと。従つて従来の措置法による買収の対価
と相当大幅の開きが出来る。勿論法規の上では、
買受人が居ない場合、政府が最低価格（従来の統
制価格の約七倍に当る）で買収するという消極的
な制約はあるけれど、かくて自作農創設の基本方
針は変らぬ、がその為め一方に不当の利益を与え
ることなく、農地の売買が自由に行われうること
となり、而も異動を認める権限の決定的部分を農
地委員会が握ること、なつたところに、重要な変
化をみなければならぬ。

かくて問題は、敗戦後の日本改革の中、最も徹

底的に遂行されたもの一つとしての土地制度の
改革が、この新法令のもとに、今後どのような方
向を辿らんとするであらうかという点にある。

いう迄もなく第二次農地改革によつて、主要な
る小作地は殆んど解放され（本誌第六卷二号雜報
参照）金納小作料の実施によつて、在来の地主制
度は決定的に廢絶されたとみてよい。而して在来
の農村の指導者層たる地主階級は後退して、これ
に代つて現れたのは、大経営自作農、或いは自
作兼地主的なものを主とする上層農家である。こ
のような支配層の交替した現在の農村において、
しからば、どのような土地移動が最も多く現れて
いるか。最近の顯著な現象として指摘されるもの
は、申出買収の激増である。即ち土地所有者が、
自己の利害によつて、土地の売却を申出るのであ
り、多くの場合大経営農家が、供出、課税による
重圧に堪えかねて、限界部分の土地を放棄せんと
するのであり、これを買受けるものは、主として
生産力の担当者としては甚しく不適格な、飯米農
家、その他の小経営者である。残存小作地の売渡
申出も勿論あるけれど、上層農家の経営縮少の形
をとるものが主たる部分を占めている。而もその
申出に先立つて、すでに当事者間に自由な価格に
よる取引が行われていることが常であるといわれ
る。今回の新法令はみかたによつては、むしろ、
かゝる事実の存在を後から法認したといえぬこと
もないし、且つその傾向を助長することも否定し
えないであらう。

かくて、結果するものは、農村における過剰人
口の停滞の一層の促進であり、日本農業の生産力

の上昇に対する阻止的作用を加えるものに他なら
ぬといわねばならぬ。それは農村における膨大な
る過剰人口の、深刻なる土地欲求に対しては或る
種の緩和作用を営むかもしれぬが、生産力の合理
化とは凡そ縁遠いミゼラブルな零細農層をおびた
ゞしく作り出すといった、運命的な循環を、くり
返えず方向に志向してはいないとは、誰れもいえな
いであらう。

農地改革の問題が、農村の過剰人口に対して有
する意義は勿論一つにしてつきないが、その改革
の真実の成果を、この問題に対して、合理的、進
歩的意味において發揮せしめるためには一つに改
革の後につゞく豫後対策がどのように推進される
にか、つていいる。

一九五〇年農業センサス

結果の概要

一九五〇年二月一日に、F・A・O（國際連合
食糧農業機關）の調査計画に基いて世界農業セン
サスが行われ、その結果の一部概要が、去る一一
月二三日農林省から公表された。

この世界農業センサスはその調査時期と調査項
目とを統一して世界各國の農業に対して一貫性の
ある調査を行うことを目的としたものであり、わ
が國としては、これによつてわが國農業の地位を
世界的標準において測定する指標を得たわけであ
る。

公表された結果の概要を摘記してみると以下の
ごとくである。

先づその調査方法について注意すべき点をのべ